



## 国民年金

市民課 年金担当 ☎ 43・6820

### 保険料の納付に困ったら

7月は25年度の国民年金保険料の免除申請の月です  
対象期間は 平成25年7月～平成26年6月  
経済的に国民年金保険料を納めるのが困難な人は、免除・納付猶予制度をご利用ください。

#### ①免除制度

本人・配偶者・世帯主の前年所得に応じて、申請により保険料の全額または一部が免除されます。

#### ②納付猶予制度

20歳以上30歳未満の若年者に限り、本人と配偶者の前年所得が基準以下であれば、申請により、保険料の納付を後払い(10年以内の猶予)にできます。

#### 申請に必要なもの

①年金手帳 ②認印 ③雇用保険受給資格者証等(失業特例を希望する平成24年3月31日以後の退職者)  
所得の申告が必要です

所得の申告がないと、免除に該当するかどうかの審査ができませんので、必ず(本人・配偶者・世帯主の)申告をお願いします。

基準となる前年所得は、扶養人数や社会保険料控除額等により異なりますので、納付が困難な人は、まずご相談ください。

前年所得が多い場合でも、失業などによる特例が使えることがあります。平成24年3月31日以後に退職された方は、離職票または雇用保険受給資格者証をご持参ください。

#### ◆継続申請について

※免除を受けるには、毎年申請が必要です。

ただし、毎年、全額免除か納付猶予を希望する人は、「継続審査」の希望を申し出ることにより、次年度以降の申請手続きが不要となります。▷全額承認の人は翌年も全額免除のみの審査、▷猶予承認の人は翌年も猶予のみの審査となります。▷失業等の特例により承認された人は、継続審査の対象とならず、毎年申請が必要です。

★7月中に限り、平成24年度分(平成24年7月分～平成25年6月分)も、さかのぼって申請することができます。保険料の納付が困難な人は、未納のままにせず、免除制度をご利用ください。

#### ★結果の確認をお忘れなく

申請後、結果が通知されるまで、1～2ヵ月かかりますが、結果について必ずご確認くださいませようお願いします。

#### ◆免除・猶予申請をする人で、申請前は国民年金保険料を口座振替にしていた人へ

申請から結果まで2ヵ月程度かかります。申請しても承認されるまでは、これまでどおり保険料が口座から引き落とされます。よって、▷新年度の申請が始まる7月以後は、6月まで全額免除・一部免除・納付猶予が承認されている人も、新年度の結果がでるまでは、全額の保険料が引き落とされます。▷結果がでるまでの間も引き落としを希望しない人は、「口座振替辞退申出書」を早急に提出してください。(ただし、辞退後に保険料を納める結果となった人は、改めて口座振替の申請が必要となります。)

○学生の人は、今年度の学生納付特例の申請を随時受け付けていますので、ご利用ください。

**国民年金相談(社会保険労務士)》**

- ◆相談日 7月18日(木)
- ◆場所 市役所2階 202会議室
- ◆受付時間 午後1時30分～4時

**《年金出張相談(姫路年金事務所)》**

- ◆相談日 8月1日(木)
- ◆場所 市役所2階 204会議室
- ◆受付時間 午前10時～午後3時

国民年金相談及び出張年金事務所の相談をご利用ください。



## 介護保険相談室

制度全般に関すること 医療介護課 介護保険係 ☎ 43・6947  
介護保険料に関すること 税務課 市民税係 ☎ 43・6803

### 平成25年度分介護保険料の納付をお願いします

介護保険は、介護が必要になったときに、本人負担1割で介護サービスが受けられるしくみです。誰もが安心して暮らせるために、介護を社会全体でささえていく介護保険にご理解とご協力をお願いします。

第1号被保険者(65歳以上)で、特別徴収(年額18万円以上の年金受給者)の方には、介護保険料額決定通知書を、普通徴収(年度途中で転入や65歳になったなど)の方には、介護保険料額決定通知書と納付通知書を7月中旬にそれぞれ郵送します。詳しくは通知書に同封したお知

らせをご覧ください。なお、平成24年度から26年度までの3年間は、所得段階に変更がなければ介護保険料額は同一です。

#### ●普通徴収対象の方へ

##### 安全・便利な口座振替をご利用ください

口座振替は、納期ごとに保険料を納めに行く手間が省け、納め忘れもありません。また、一度申し込めば翌年度も口座振替が継続されますので、ぜひ安全で便利、確実な口座振替をご利用ください。



## 国保医療だより

医療介護課 国保医療係 ☎ 43・6813

### 後期高齢者医療制度に移行する人がいる世帯の国保税

国民健康保険加入者が後期高齢者医療制度へ移行したことにより、その世帯で国民健康保険に加入する人が1人だけになった世帯を「特定世帯」といいます。

また、特定世帯となってから5年経過しても国民健康保険と後期高齢者医療制度に分かれている状況が解消されない世帯を「特定継続世帯」といいます。

#### ①特定世帯

特定世帯となってから5年間に限り、医療保険分と後期高齢者支援金分の平等割額が半額になります。

#### ②特定継続世帯

特定世帯に該当して5年経過後、さらに3年間に限り、医療保険分と後期高齢者支援金分の平等割額が4分の1減額になります。

特定世帯の5年間と特定継続世帯の3年間では、軽減の額が変わりますのでご注意ください。

※特定世帯・特定継続世帯に係る軽減を受けるための申請は必要ありません。

なお、世帯主の変更を伴う異動があった場合は、軽減措置の対象外となります。

### 国民健康保険の高齢受給者証を8月1日に更新します～7月下旬にご自宅へ郵送～

#### ■高齢受給者証とは

国民健康保険に加入している人で70歳になると、75歳の誕生日の前日まで、所得などに応じて1割\*か3割の一部負担金の割合を記載した「国民健康保険高齢受給者証」を交付しております。

医療機関等の窓口で国保の被保険者証とともに提示してください。

※平成20年度より法令上は2割負担ですが、国の予算措置により平成26年3月までは1割負担に据え置かれています。

#### ■対象期間

70歳になる誕生月の翌月(1日が誕生日の人はその月)から75歳の誕生日の前日まで

#### ■更新時期

毎年7月末までに、8月1日から翌年7月31日までの有効期限のものを送付します。

一部負担金の割合は、所得などの状況によって毎年判定をします。

#### ■一部負担金の割合

##### ①現役並み所得者…3割負担

同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる人。ただし、その該当者の収入合計が、2人以上で520万円未満、1人で383万円未満の場合は、申請により「一般」の区分と同様となります。

##### ②一般…1割負担(平成26年4月からは2割負担の予定)

現役並み所得者、低所得者Ⅰ・Ⅱに該当しない人

#### ③低所得者Ⅱ…1割負担

同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税の人(低所得者Ⅰ以外の人)

#### ④低所得者Ⅰ…1割負担

同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人

※なお、詳しくは医療介護課国保医療係までお問い合わせください。

#### ■医療費の一部負担金の割合と自己負担限度額等

区分	一部負担金の割合	自己負担限度額(月額)		入院時の食事代の標準負担額(1食当たり)
		個人単位 [外来]	世帯単位 [外来+入院]	
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円 (医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算 ※1(44,400円))	260円
一般	1割	12,000円 (平成26年4月からは24,600円)	44,400円 (平成26年4月からは62,100円 ※1(44,400円))	
低所得者Ⅱ	(平成26年4月からは2割)	8,000円	24,600円	210円 ※2(160円)
低所得者Ⅰ			15,000円	100円

※1 <>内は過去12ヵ月以内に既に3回以上の高額療養費が支給されている場合、4回目からの額

※2 <>内は過去12ヵ月の入院日数が90日を超える場合、91日目からの額(申請が必要)

●低所得者Ⅰ・Ⅱの人は「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となりますので、申請してください。

### 一部負担金の限度額適用認定証・入院時食事療養費の減額認定証を8月1日に更新します～該当する人は申請を～

次の認定証は毎年8月1日に更新します。現在お持ちの認定証の有効期限は7月31日ですので、引き続き認定が必要な人は改めて申請してください。

#### ①国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証

対象者 国保に加入している世帯の世帯主(擬制世帯主を含む)及びその世帯の加入者全員が住民税非課税の人

#### ②国民健康保険限度額適用認定証

対象者 国保に加入している70歳未満の人  
申請に必要なもの

- ・被保険者証、高齢受給者はその受給者証、印鑑
  - ・既に認定を受けている人は限度額適用認定証
  - ・対象となる人で、平成25年1月2日以降に赤穂市に転入された人のみ市町村民税(所得・課税)証明書
- 受付 7月22日(月)～